

ふぐ（疑い）が混入した「白す干」（しらす干し）の販売について

愛知県内のスーパーで 2025 年 1 月 2 日（木）に販売された「白す干」（しらす干し）にふぐ（疑い）が混入していた可能性があることが判明し、本日販売者である株式会社イトーヨーカ堂から当該商品の自主回収の届出がありましたので、お知らせします。

当該商品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

1 商品の概要

商品名：「白す干」

販売期間：2025 年 1 月 2 日（木）

消費期限：2025 年 1 月 5 日（日）の商品

包装形態：合成樹脂製トレーパック入り

内容量：55 g

販売数量：計 41 パック

JAN コード：2485383003226

販売店舗：イトーヨーカ堂 どう あんじょうてん 安城店 すみよしちょう（安城市住吉町 3 丁目 1 番 8 号）

（電話番号：0566-97-4111 営業時間：9:00～21:00）

2 本件の経緯

- ・2025 年 1 月 2 日（木）に消費者がイトーヨーカ堂 安城店で「白す干」（しらす干し）を購入。
- ・2025 年 1 月 2 日（木）午後 4 時頃、当該消費者が販売店に当該品にふぐのようなものが混入していたと申出。
- ・2025 年 1 月 2 日（木）午後 6 時頃、イトーヨーカ堂 安城店の担当者が愛知県衣浦東部保健所に上記事項について申出。衣浦東部保健所が確認したところ、当該店舗で販売された「白す干」（しらす干し）にふぐ（疑い）が混入していた可能性があることが判明。
- ・2025 年 1 月 3 日（金）午後 3 時 30 分頃、株式会社イトーヨーカ堂が自主回収の届出を提出。

3 県民の皆様へのお願い

お手元に当該商品がある場合には、絶対に喫食せず、販売店舗まで連絡してください。

4 ふぐの毒性

ふぐの有毒部位を食べた場合には、しびれ、運動麻痺等の神経症状が現れる可能性があります。重篤な場合には、呼吸停止により死亡することもあります。

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和 51 年 3 月 29 日）抜粋

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、ふぐ処理師、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者、同項の規定により飲食店営業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者（第十条の規定による届出をした者に限る。）その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

〈申出があった商品〉

JAN コード



〈混入していたふぐ(疑い)〉

